

青少年愛護条例を改正し、青少年のネット利用の ルールづくり支援を条例で決めました！



兵庫県では、平成28年4月1日
兵庫県青少年愛護条例の一部を改正し、
青少年のインターネット利用に関する
ルールづくりの支援を、県内全ての人の
努力義務としました。



兵庫県マスコットはばタン

改正の目的

スマートフォン等の急速な普及に伴い、心身ともに発達の途上にある青少年がインターネットの利用に関する健全な判断能力を育成されないままその利用を行うことにより、ネットトラブルに巻き込まれたり、ネット依存になるなど、その健全な育成が阻害されるおそれが増大しています。

このような青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年のインターネットの利用に関する基準(ルール)づくりの支援についての努力義務を新たに定める等所要の整備を行いました。

※ ネットトラブルって？

ネット空間では、

○高額請求 ○いじめ ○性犯罪被害
などが横行しています。



※ ネット依存になると？

ネット依存の症状として、

○学力低下 ○睡眠障害 ○食欲不振
などが報告されています。

主な改正点

青少年のインターネットの利用に関する基準づくり(第24条の5)

○ 青少年のインターネットの利用に関し、

※ 利用に伴う危険性 ※ 過度の利用による弊害

等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準(ルール)づくりが行われるよう、その支援に努めることを、全ての人の努力義務としました。

○ 青少年のインターネットの利用に関する**基準(ルール)**とは、

※ インターネットの過度の利用等を防止するためのその**利用の時間**に関する事項

※ インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその**利用の方法**に関する事項

を含みます。

子どもや家庭任せにせず、社会みんなでネット利用について考え、ネットの危険から子どもを守りましょう！

子どもの携帯電話をフィルタリングで安全に！

簡単な設定で、子どもが必要なアプリ(LINE、Twitterなど)は使用できる状態で、有害サイトへのアクセスや使用時間の制限ができます。

お子さまが安全に楽しくスマホ・ケータイを使えるよう、必ずフィルタリングを利用しましょう！

● 条例に関する詳しいお問い合わせは…

兵庫県企画県民部 青少年課

〒650-8567 神戸市中央区中山手通5丁目10番1号

TEL 078-362-3142 FAX 078-362-3957

Email seishonen@pref.hyogo.lg.jp